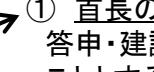
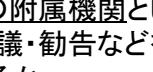
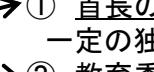
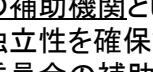


# 教育委員会制度の改革に関する文化財保護行政上の論点

## ○ 教育長、教育委員会の位置付け

	【現行制度】	【改革の方向性】	【文化財保護行政上の論点】(※)
教育委員会	執行機関	<p>政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、</p>    <p>① 首長の附属機関として、答申・建議・勧告などを行うこととするか      ② 性格を改めた執行機関として、基本方針の審議・決定やチェックを行うこととするか      ③ 教育長の附属機関として、答申・建議・勧告などを行うこととするか(※教育長が執行機関の場合)</p>	<p>&lt;①の場合&gt;</p> <p>□ 政治的中立性や開発行為との均衡をどのように確保するのか</p> <p>□ 文化財保護に関する事務について、教育委員会が「答申・建議・勧告」する事項の範囲をどのように考えるか</p> <p>□ 地方文化財保護審議会の位置付けをどのように考えるか(現在は教育委員会の附属機関)</p> <p>&lt;②の場合&gt;</p> <p>□ 文化財保護に関する事務について、教育委員会と教育長の役割分担をどのように考えるか</p> <p>&lt;③の場合&gt;</p> <p>□ 政治的中立性をどのように確保するのか</p> <p>□ 文化財保護に関する事務について、教育委員会が「答申・建議・勧告」する事項の範囲をどのように考えるか</p> <p>□ 地方文化財保護審議会の位置付けをどのように考えるか(現在は教育委員会の附属機関)</p>
教育長	教育委員会の補助機関	<p>教育長を地方教育行政の責任者とするため、</p>    <p>① 首長の補助機関としつつ、一定の独立性を確保するか      ② 教育委員会の補助機関としつつ、日常の事務執行の責任者とするか(※教育委員会が執行機関の場合)      ③ 執行機関とするか</p>	<p>&lt;①の場合&gt;</p> <p>□ 政治的中立性や開発行為との均衡をどのように確保するのか</p> <p>&lt;②の場合&gt;</p> <p>□ 文化財保護に関する事務について、教育委員会と教育長の役割分担をどのように考えるか</p> <p>&lt;③の場合&gt;</p> <p>「教育委員会」の&lt;③の場合&gt;と同じ</p>

この他、以下のような論点にも留意する必要。

- ・文化財の保存・活用等に当たって求められる専門的・技術的判断の程度
- ・学校教育や社会教育との連携の必要性

(※)網羅的に列挙したものではなく、文化財保護の観点から特に論点となりそうな事項を記載したもの。